



食の安全・安心のための政策工程表 農水省

農林水産省は、食品安全行政の指針となる「食の安全・安心のための政策大綱」に基づいて、平成 16 年度に行う施策の内容や、実施時期を示した「食の安全・安心のための政策大綱工程表(平成 16 年度)」を作成、発表しました。

「食の安全・安心のための政策大綱」は昨年 6 月に発表され、食の安全・安心に向けた農林水産省のとりくみ姿勢を示すものです。この政策展開の基本的な考え方としては、国民が安心、信頼を実感できるようにとりくみ、(1)消費者、生産者、事業者等関係者の意見を反映した施策づくり、(2)食品の生産から消費まで全体を考えた総合的施策づくりと確実な実施、(3)生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進、(4)的確な危機管理を行っていきます。具体的な施策としては、(1)関係府省が連携した食品安全行政の推進、(2)産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施、(3)消費者の安心・信頼の確保、(4)食の安全・安心を確保するための環境保全の取り組み、(5)研究開発の充実等を示し、各施策について平成 16 年度の 4~6 月、7~9 月、10~12 月、1~3 月の 3 か月ごとに進捗状況を明らかにしています。なお環境保全としての取り組みは、漁場環境におけるダイオキシン類等のモニタリング調査や持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画の推進、地域におけるバイオマスの利活用、食品産業における食品循環資源の再生利用等の実態把握があげられています。

資料:2004年 5月 14日付 農林水産省プレスリリース、EIC ネット
6月 20日付 農林水産省プレスリリース
クロマト研究箇所 山田 悠貴

次の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 第 3 次「下水道技術五箇年計画」を策定 国土交通省
2. 河川の栄養塩が海の生産に寄与 国交・水産・林野 3 省
3. 産業廃棄物税導入で環境省検討会
4. 食品中残留農薬などへのポジティブリスト制導入で意見交換会 厚労省 農水省

5つの食品中有害汚染物質について 対策行動計画策定へ 農林水産省

農林水産省は食品に含まれる 5 つの有害汚染物質 カドミウム、水銀、ダイオキシン類、かび毒、アクリルアミドに対する施策を進めるために、2003 年度に続き 2004 年度行動計画を策定しました。

カドミウム、ダイオキシン類のような汚染物質は、環境中に拡散して存在しているため、生産者が意図していなくても多種類の食品に混入し一定量以上を長期間摂取し続けると、人の健康に悪影響を及ぼす危険性があります。

このため同省は 2003 年 9 月にこの 5 物質について物質ごとに省内横断的な組織による対策チームを設置し、同 12 月にこのうちのカドミウム、水銀、ダイオキシン類、麦のカビ毒の 4 物質についての行動計画を策定していたが、2004 年度はアクリルアミドや麦以外のカビ毒も含め、5 物質全ての行動計画を策定しました。

なお新たに行動計画が策定されたアクリルアミドは排水中の沈殿物凝集剤、下水道工事の際の土壌凝固剤などに使われる物質で、発ガン性の疑いがあります。また、2002 年にスウェーデン政府の報告で、アミノ酸の一種アスパラギンと還元糖を多く含む食品を高温加熱すると、比較的高濃度で生成されることが指摘されました。

ただし正確な毒性がわかっていない段階であることから、「行動計画」では(1)リスクに関する国内外の情報収集、(2)加工食品中の含有実態把握、(3)生成に関する基礎研究や低減技術の推進、(4)情報提供とリスクコミュニケーションが盛り込まれました。

資料:2004年 5月 21日付 EIC ネット

機器分析箇所 会田 祐司

事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明
- 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 4 水道法第 20 条に基づく水質検査
- 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査
- 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 7 トータルサニテーション管理
- 8 委託試験・研究・開発

